

2013年9月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡正子
主婦連合会	河村真紀子
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	根本かおる
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
葛飾区消費者団体連合会	黒崎 照子
多摩の暮らしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	矢野 洋子

消費者保護の観点から、商品先物取引についての不招請勧誘禁止規定撤廃に反対します

商品先物取引による被害は、その被害金額と被害内容の両面で深刻な消費者被害の一つです。

消費者保護の観点から、近年の商品先物取引法改正による規制や不招請勧誘禁止規定の導入等で、全国の消費者センター等に寄せられた商品先物市場取引に係る苦情・相談件数は、2004年のピーク時（約5,000件）から2010年までにほぼ半減しました。商品先物取引の出来高も2003年（約15,000万枚）以降減少してきましたが、2011年は増加に転じており、相当数の悪質かつ深刻な商品先物取引被害が、突然の電話や訪問による不招請勧誘等で、未だに発生しています。

（*数値等は、経済産業省産業構造審議会商品先物取引分科会資料より引用。）

ところが、このたび、2012年の改正金融商品取引法の施行に伴う、総合取引構想のもと、取引所において行われる商品先物取引について不招請勧誘の禁止を撤廃することが検討されています。

この検討は、2012年8月に経済産業省産業構造審議会商品先物取引分科会が取りまとめた報告書の内容に反するものといわざるを得ません。すなわち、報告書では、「不招請勧誘の禁止の規定は施行後1年半しか経っておらず、これまでの相談・被害件数の減少と不招請勧誘の禁止措置との関係を十分に見極めることは難しいため、引き続き相談・被害の実情を見守りつつできる限りの効果分析を試みていくべきである」、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底

が定着したとみられ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」とされ、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持することが確認されたといえます。

今回の検討により、商品先物取引についての不招請勧誘禁止規定が廃止されれば、再び高齢者をはじめ一般消費者に対する電話勧誘・訪問勧誘が繰り返され、被害が増加していく可能性が大きくなります。私ども、東京消費者団体連絡センターは、報告書の内容を支持し、消費者保護の観点から、今回検討されている、商品先物取引についての不招請勧誘禁止規定撤廃に反対します。

以上

なお、同様の意見書を下記の方々にも送付しております。

内閣官房長官 菅 義偉 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 森 まさこ 様

金融庁長官 畑中 龍太郎 様

消費者庁長官 阿南 久 様

消費者委員会委員長 河上 正二 様

東京消費者団体連絡センター

〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18

東京都生協連会館 2 階

Tel : 03(3383)7991 Fax : 03(3383)7840

E-mail : center@coop-toren.or.jp